

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
がとる日
の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険薬剤師の登録（保険課）

結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）

被爆者一般疾病医療機関の指定（〃）

土地改良区の役員の就退任（農村整備課）

県営土地改良事業計画の決定（〃）

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

告 示

鳥取県告示第八百二十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に
基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険
薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤

師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定によ
り告示する。

平成二年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
高 橋 る み	鳥薬第七六一号	平成二年九月十三日
西 脇 晶 子	鳥薬第七六二号	〃
徳 吉 公 司	鳥薬第七六四号	平成二年九月二十一日

鳥取県告示第八百二十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に
基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和
二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成二年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社徳吉薬局松並店	鳥取市松並町二丁目五〇三一七	平成二年十月四日
ダイゲン眼科医 院	鳥取市扇町一三三一一	"
たかはし薬局	鳥取市湖山町北四丁目八〇七	"

鳥取県告示第八百二十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成二年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社徳吉薬局松並店	鳥取市松並町二丁目五〇三一七	平成二年十月十一日
ダイゲン眼科医 院	鳥取市扇町一三三一一	"
たかはし薬局	鳥取市湖山町北四丁目八〇七	"

鳥取県告示第八百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり湖東大浜土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	村上 一雄	鳥取市賀露町八三〇
"	深沢 幸雄	" 二二八七
"	上根 扇蔵	" 九一七
"	敦賀 弘	" 一三九九
"	村上 博	" 湖山町南一丁目二六五
"	里見 昭蔵	" 湖山町西二丁目三四七
"	村山 敏雄	" 湖山町北一丁目二六五
"	松下 仲三	" 湖山町四〇四一
"	里見 幸太郎	" 湖山町北一丁目六七二
"	山本 晃敏	" 伏野一一七二
"	竹本 重美	" 七〇一一
"	田中 仁	" 三津三四二
監事	石黒 堅太郎	鳥取市賀露町一〇六一
"	船越 友敬	" 湖山町西一丁目二〇二
"	徳安 栄	" 伏野九七

平成二年九月二十一日退任

就任した役員の名及び住所

理事 村上一雄 鳥取市賀露町八三〇

” 深沢幸雄 ” 二二八七

” 上根 庸藏 ” 九一七

” 敦賀 弘 ” 一三九九

” 村上 博 ” 湖山町南一丁目二六五

” 里見 昭藏 ” 湖山町西二丁目三四七

” 船越 友敬 ” 湖山町西二丁目二〇二

” 邨上 悦夫 ” 湖山町北一丁目二七四

” 山下 達男 ” 湖山町北六丁目一二二

” 徳安 礼仁 ” 伏野一八四

” 竹本 重美 ” 七〇一

” 田中 仁 ” 三津三四二

監事 石黒 堅太郎 鳥取市賀露町一〇六二

” 村山 敏雄 ” 湖山町北一丁目二六五

” 片山 正男 ” 三津三八八―三

平成二年九月二十二日就任 任期四年

鳥取県告示第八百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営は場整備事業江尾宮市地区区画整理）

に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する

る規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年十月十六日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類		製造業者名
ぱちんこ遊技機	マジックセーイ	株式会社大一商会
アレンジボール遊技機	ブルドーザーおじさん ーA	
	マンハッタン	
	アレパチーノ	
	クラウンAP	太陽電子株式会社
	ゴリラーQ	

発

鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取

県

定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）